

子どもショートステイのご案内



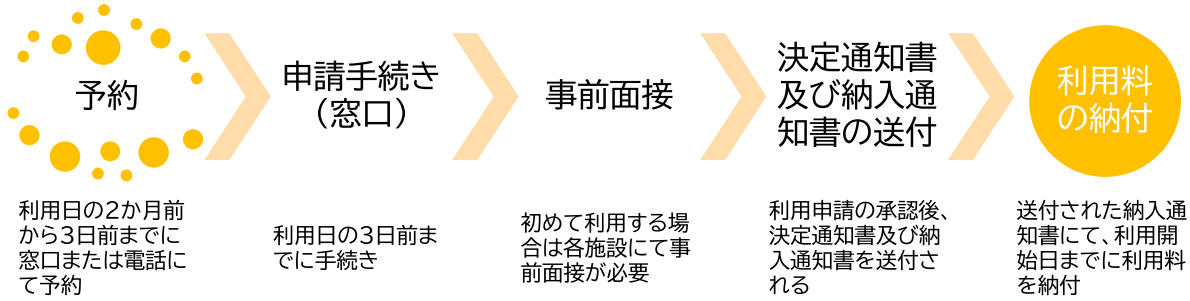
保護者の方が一時的にお子さんを養育することが困難になったとき、区が委託する施設や協力家庭でお子さんをお預かりします。

1. 概要

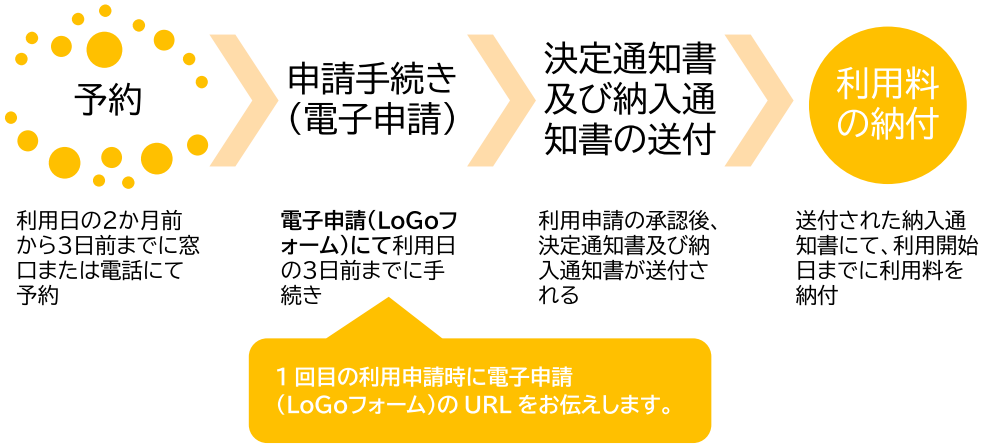
養育内容	宿泊型（24 時間）
利用要件	保護者が以下のいずれかに該当し、他にお子さんを養育する方がいない場合 ※　ただし、他にお子さんを養育できる親族（祖父母や兄弟など）や知人がいる場合は、その方に養育していただくことを優先します。 ①　疾病、出産、けが等で入院や加療、療育を必要とする場合 ②　親族等の疾病により、看護、介護に従事する場合 ③　事故または災害にあった場合 ④　育児疲れ、看病疲れ、育児不安などで休息を必要とする場合 ⑤　冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事に参加する場合
対象児童	豊島区内に住民票がある生後 43 日～18 歳（18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで）のお子さん
利用日数	原則 1 回の利用申請につき 6 泊以内 （当該年度（4 月～翌 3 月）につき 12 泊まで） ● やむをえない事情が認められ、受け入れ可能な施設等がある場合、必要最小限の延長が可能
利用申請	予約制 ● 利用日の 2 か月前から 3 日前（土日祝日を除く）までに窓口または電話にて予約
利用料金 **支払方法**	利用開始日までに区が発行する納付書にて指定金融機関にてお支払いください。 | | 金額 | | 乳児院 | 1 日につき 2,500 円（1 泊 5,000 円） | | その他 | 1 日につき 3,000 円（1 泊 6,000 円） | ※　減免制度あり
注意事項	● 感染症、多動症、突発的行動、放浪癖、自傷他害行為などがある場合や専門的な看護及び処置を必要とする場合は利用できません。 ● 知的障害（愛の手帳 4 程度）がある場合、受け入れ先と相談のうえ、利用の可否を決定します。 ● ぜんそく等の慢性疾患については、個別にご相談ください。 ● 緊急連絡先に記入できる方がいない場合は、受け入れ先と相談のうえ、利用の可否を決定します。 ● ショートステイ利用中は必ず緊急連絡先の方と連絡が取れるようにしてください。

2. 利用の流れ

(1) 初めての利用の場合　**※窓口にて申請手続き**



(2) 2 回目以降の利用の場合　**※電子申請（LoGo フォーム）にて申請手続き**



(3) 申請窓口

下記窓口にて申請手続きをお願いいたします。

申請窓口	住所	連絡先
東部子ども家庭支援センター	上池袋 2-35-22	03-5980-5275
西部子ども家庭支援センター	千早 4-6-14	03-5966-3131
子育て支援課 **※日程調整が済んでいる場合のみ**	南池袋 2-45-1（本庁舎）4F	

(4) 申請時に持参いただくもの

持参資料
□　緊急時の対応ができる方の氏名及び連絡先のわかるもの
□　減免申請添付書類（申請者のみ）※『5.利用料の減免について』参照

3.　実施施設

乳児院　聖オディリア乳児院

- 住所：中野区上鷺宮5-28-28
- 電話：03-5971-8071
- 最寄り駅：西部池袋線「富士見台駅」徒歩9分

児童養護施設　子供の家

- 住所：清瀬市松山3-12-17
- 電話：042-491-4876
- 最寄り駅：西部池袋線「清瀬駅」から徒歩12分





児童養護施設　星美ホーム

- 住所：北区赤羽4-2-14
- 電話：03-3906-2711
- 最寄り駅：JR「赤羽駅」から徒歩12分/JR「北赤羽駅」から徒歩8分

協力家庭

- ①住所：豊島区駒込
- ②住所：豊島区池袋

【実施施設対照表】

施設名	対象児童	入退所時間	学校・保育園等への送迎	事前面接
乳児院 聖オディリアホーム乳児院	生後 43 日～ 2 歳未満	9：00～ 18：00	**不可**	**必須** 面接のうえ利用の可否を決定
児童養護施設 子供の家	2 歳～18 歳 18 歳到達後の 3 月 31 日まで	8：00～ 20：00	**不可**	
児童養護施設 星美ホーム			**応相談** 交通費は保護者負担	
協力家庭 区内一般家庭				

4.　キャンセル料について

- 利用日前日 17：00 以降の取り消しについては、1 日分のキャンセル料が発生します。
- やむを得ずキャンセルする場合は下記まで連絡してください。
  開庁時：東部子ども家庭支援センター　03-5980-5275
  　　西部子ども家庭支援センター　03-5966-3131
  閉庁時：ショートステイ実施施設　※『3.実施施設』参照
- 取消の場合は「利用取消申請」、さらに日程変更する場合は新たに「利用申請書」を提出していただきます。

5. 利用料金の減免について

申請時に「利用料減免申請書」に下記資料を添付してご提出してください。

	減免率	必要書類	備考
住民税非課税世帯	**半額免除**	「税額（納税）決定通知書」の写し、または「住民税の課税（非課税）証明書」	利用日が 4～6 月の場合は「前年度」、7 月以降は「当該年度」の証明書をご提出ください。 1 月 2 日以降に転入された方は 1 月 1 日時点の住所地で発行された証明書をご提出ください。
生活保護受給世帯	**全額免除**	豊島区福祉事務所長名の「受給証明書」	
保護者が疾病、出産等で入院することで不在になる場合	**全額免除**	入院承諾書、事故証明書、入院期間を証明する書類等	例）母が入院中で父が仕事のためショートステイを利用した場合は対象外です。

6. その他留意事項

(1) 送迎について

お迎えの時間を超過すると 1 日分の追加料金が発生します。

施設	お迎えの時間	1 日分の追加料金が発生
乳児院	18：00 超	2,500 円
その他	20：00 超	3,000 円

※　お子さんの受け渡し時間は、原則 8：00～20：00（乳児院 9：00～18：00）

※　初日の送り時間及び最終日のお迎え時間について事前に時刻をご報告ください。

(2) 食事について

※　食物アレルギーについて、単品除去のみ対応可能です。

※　食事の提供について希望をご報告ください。

例）初日の昼食から最終日の昼食まで提供を希望　など

(3) 医療機関の受診について

急病等により施設職員付き添いで医療機関を受診した場合は、一旦全額（10 割）を自己負担していただきます。後日、保険証発行元（保険者）または医療機関にて払い戻しの手続きを行ってください。

7.　問い合わせ先

東部子ども家庭支援センター



・受付時間　月曜日～金曜日　8:30～17:00
・☎　03-5980-5275

西部子ども家庭支援センター



・受付時間　月曜日～金曜日　8:30～17:00
・☎　03-5966-3131